

# ポネクタカンタンネット献金における 収支報告書作成の手引き

## 「収入」と「支出」への記載が必要

政治団体の収支報告書には、ポネクタのネット献金経由での寄附収入と手数料の支出の両方の金額を記載する必要があります。

(例) Aさんから1万円の献金があった場合

収入：寄附金収入 1万円 / 支出：決済手数料 550円 (寄付金の5%+税)  
振込手数料 550円

ポネクタ側で決済手数料や振込手数料などで1,100円引かれて、団体への口座入金  
が8,900円だった場合は、収支報告書への記載の考え方としては、**寄附金の収入1万円、  
手数料の支出1,100円で、収入と支出の両方の金額を記載する**必要があります。  
実際の記載方法は、金額や政治団体の区分などによって条件が異なるため、下記の点  
にご注意ください。

### 《 寄附金の収入 》

寄附金額が年間で5万1円以上の寄附者については、寄附年月日、氏名、住所、職業  
の個別記載が必要です。年間で5万円以下の寄附者については、個別記載は不要と  
なるため、寄附金額のみ収入に加えてください。

ただし、課税上の優遇措置(寄附金控除)を希望される個人からの寄附(※)につい  
ては、年間で5万円以下の寄附金額であっても個別記載が必要となります。

(※)個人からの寄附に関する課税上の優遇措置を受けられる政治団体は、国会議員、都道府県議会の議員及び知  
事、政令指定都市の議会の議員及び長の後援団体に限られます。(区市町村の議員及び長は対象外)

## 《 手数料の支出 》

手数料が「一般の政治団体」「資金管理団体」は1件5万円未満の場合、「国会議員関係政治団体」は1件1万円以下の場合は、明細の記載と領収書等のコピーの提出が不要となるため、手数料のみ支出に加えてください。

手数料の支出項目は「政治活動費 > その他の経費」になります。

カンタンネット献金における寄附者と寄附金・手数料の明細は、ボネクタの管理画面 > サイドメニュー「献金管理」 > 「献金管理」タブから月単位で確認することができます。

The screenshot shows the vonnector management interface. The user is logged in as 選挙太郎さん (ID: 5148). The left sidebar menu includes items like '投稿一覧', '新規投稿', 'ブログパーツ', 'ログインポート設定', 'Facebookインポート設定', 'SNS連携設定', 'RSS発行', 'プロフィール設定', 'アクセス解析', and '動画'. The '動画' (Videos) section is expanded, and '献金管理' (Contribution Management) is circled in red. A red arrow points from this menu item to the 'Contribution Management' tab in the second screenshot.

「献金管理」

The screenshot shows the 'Contribution Management' page. The top navigation bar includes '選挙ドットコム' (Senkyo Dot Com), 'カンタンネット献金', and a '献金管理' (Contribution Management) tab circled in red. Below the navigation bar, there is a '献金申込情報' (Contribution Application Information) section. The information displayed is:

名前	選挙 太郎
フリガナ	センキョ タロウ

選挙ドットコム カンタンネット献金

献金管理 申込詳細 選挙太郎

2023 年 6 月 絞り込む

献金一覧 1件

2023 年 6 月 献金をCSVでダウンロードする

申込み年月日	献金者名	献金金額	リンク
2023年06月01日	匿名者	1,000 円	内訳

献金総額 1,000 円

手数料総額 0 円

領収書の発行 6月分の領収書は6月翌々月1日以降にDLできます。

受取金総額 0 円

手数料の支出の領収書が必要な場合は「領収書の発行」をクリックして領収書PDFをダウンロードしてください。

## ボネクタの献金を「寄附収入」と「手数料の支出」に分けて記載する理由

もし、寄附者が寄附金控除(課税上の優遇措置)を希望する場合、寄附金額(上の例だと8,900円ではなく1万円)に対する控除措置が必要となり、控除手続き上、収支報告書の寄附収入額と金額が合致しなければならないため、収支報告書の収入欄には、手数料を引かれた口座入金額ではなく、手数料を引かれる前の寄附金額の記載が必要。

これにより収支報告書上の残高と実際の残高との間に齟齬が生じるため、残高を調整するため、支出としての手数料の記載が必要。

この他、収支報告書の作成に関しては、お住まいの都道府県にある選挙管理委員会にお問い合わせください。